

健康保険証の回収・返却について

～協会けんぽ奈良支部からのお知らせ～

1

退職・就職などで資格喪失される方の健康保険証の回収・返却をお願いします

資格喪失時の健康保険証について

次のような時は、保険証は使用できなくなります。

- ・被保険者の方が退職する場合⇒退職日の翌日から使用できません。
- ・被扶養者の方が扶養から外れる場合⇒扶養から外れた日から使用できません。

- 退職や扶養から外れた際、保険証は『被保険者資格喪失届』・『被扶養者異動届』に添えて、管轄の年金事務所（大阪広域事務センター）へご返却をお願いします。
- 紛失等によりご返却ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」のご提出が必要です。
（ご本人様の電話番号の記載にご協力をお願いします。）
- 資格喪失届等に添付できなかった保険証は、ひきつづき回収に努めていただき、回収後は管轄の年金事務所（大阪広域事務センター）または協会けんぽまで、早急にご返却ください。

2

電子申請にて資格喪失届等を申請された場合の健康保険証について

電子申請にて資格喪失届等を申請された場合は、その後速やかに健康保険証の返却をお願いします。

- 保険証をご返却いただく際には、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、回収した保険証とともに、大阪広域事務センターへ送付してください。

- ◆ 保険証が返却されていない場合は、協会けんぽより被保険者だった方に直接、文書や架電による催告を実施し、返却を求めています。
- ◆ 資格の無くなった保険証を使用してしまった場合
民法上の「不当利得」に該当し、医療費は全額自己負担となるため、ご本人に協会けんぽで負担した医療費（総医療費の7～8割分）を返納していただくこととなります。

